

# 重要事項説明書 サービス内容説明書

[令和6年3月15日現在]

あなたに対するショートステイサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 社会福祉法人ゆいの里 理念

ゆいの里は、人として尊重され、安心して暮らし続けたいという地域の要求と運度によってつくられました。

私たちは、すべての人が幸せに暮らせるために、利用する人・住民の立場に立ち、平和と生存権・基本的人権を守り発展させる事業と運動をすすめます。

- ◆ゆいの里は、福祉の情報を発信し、暮らしやすい社会をみんなで目指します。
- ◆すべての人が、その人らしく大切にされる居場所をつくります。
- ◆職員がいきいきと笑顔で働く職場をつくります。

### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人ゆいの里
所在地	長野県飯田市龍江7159番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	大原 泰一
電話番号	0265-27-4600
FAX番号	0265-27-4606

### 2. ご利用施設

施設名称	特別養護老人ホーム ゆい
所在地	長野県飯田市龍江7159番地1
施設長名	池田 克文
電話番号	0265-27-4600
FAX番号	0265-27-4606

### 3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		長野県知事の事業者指定		利用定数 人
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設	平成12年3月1日	長野県第 2070500398	58
	地域密着型通所介護	平成21年5月1日	長野県第 2070501503	18
	居宅介護支援事業	平成17年4月1日	長野県第 2070501081	

#### 4. 事業の目的と運営の方針

事業者の目的	この事業は、介護保険法の定めるところにより、加齢による心身の変化に起因する疾病等により要介護の状態になった者に対して施設サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあつては、日常生活に於いて常時介護を必要とする要介護者に対し、自主性を尊重し、その心身の健康保持及びより楽しく生きがいのある生活を送ることへの援助をする。または、可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう介護・その他日常生活上の援助をするものとする。

#### 5. 施設の概要

##### 【特別養護老人ホーム】

	敷地面積	4, 893 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄筋コンクリート 地上2階建 地下一階
	延べ床面積	3, 132. 14 m <sup>2</sup>
	利用定員	長期利用 58床 ショートステイ 14床

##### (1) 居室

居室の種類	室数	1人あたり面積
1人部屋	14室	15.7 m <sup>2</sup>
2人部屋	25室	11.9 m <sup>2</sup>
4人部屋	2室	11.7 m <sup>2</sup>

(注) 指定基準は、居室1人あたり10.65 m<sup>2</sup>  
短期入所はすべて多床室(2人部屋)となります。

##### (2) 主な設備

設備の種類	数	面積 (m <sup>2</sup> )
食堂及び機能訓練室	2	495.43
一般浴室 (1階) (2階)	2	76.22
機械浴室 (1階) (2階)	2	
医務・1階介護員室	1	30.51
静養室	1	15.70
喫茶コーナー	2	7.40

(注) 食堂の指定基準は、1人あたり3 m<sup>2</sup>

## 6 職員体制（主たる職員）

[人]

就業者の種類	員数	区分				常勤 換算 後の 人数	事業 者の 指定 基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1	1	介護福祉士、介護支援専門員、 社会福祉施設長資格認定
事務職員	2			2		1.5	1	介護福祉士
生活相談員	2	1	1			1.9	1	社会福祉士 1 介護福祉士 1
介護職員	32	24	2	9	1	30.7	24	社会福祉主事 1 社会福祉士 1 介護福祉士 29 2級ヘルパー I
看護職員	5	3		2		4.3		正看護師 4、准看護師 2
介護支援専門員	2		2			1	1	介護支援専門員 2
医師	2				2	0.1		医師免許
管理栄養士	1	1				1	1	管理栄養士 1
調理員	9	7		2		7.93		管理栄養士 1 栄養士 1 調理師 4
機能訓練指導員			1		1		1	正看護師 1

## 7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間（8:30～17:15）常勤で勤務	9 休/月
生活相談員	正規の勤務時間（8:30～17:15）常勤で勤務	
介護職員	早出（6:30～15:15） 日勤（8:30～17:15） 遅日勤（9:00～17:45） 遅出（13:15～22:00） 夜勤（16:15～翌9:00）	
看護職員	8:30～17:15 ・夜間休日については、自宅待機を行い、緊急時に備えます。	
介護支援専門員	正規の勤務時間（8:30～17:15）常勤で勤務	
医師	隔週火曜日 9:30～12:30 まで勤務します	
管理栄養士	正規の勤務時間（8:30～17:15）常勤で勤務	9 休/月
調理員	早出（6:00～14:45） 平常勤務（8:30～17:15） 遅出（11:00～19:45）	
事務	正規の勤務時間（8:30～17:15）常勤で勤務	

## 8 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティにとんだ食事を提供します。</li> <li>・ 食事はできるだけ離床して、食堂で食べていただけるように配慮します。職員も一緒に同じテーブルで食べます。</li> <li>・ 必要に応じてお部屋へも運びます。食べられないものやアレルギーのある方は、事前にご相談下さい。</li> <li>・ ご利用者様の状況に応じて適切な食事介助を行います。</li> </ul> <p>朝 食      7 : 30 ~            昼 食      12 : 00 ~            夕 食      18 : 00 ~</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天竜峡温泉とひのき風呂でゆったり温泉気分を楽しんでいただけます。</li> <li>・ 職員が一对一で介助させていただきます。</li> <li>・ 寝たきり等で座位をとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。また入浴できない方には、タオルで体をお拭きします。</li> </ul>
離 床 着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。</li> <li>・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行えるよう援助をします。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残された体の機能を使って、生活の一つ一つの動作の中で意識的にリハビリを行います。(ベッドから車椅子、車椅子から食卓の椅子、入浴時の動作、手すりを使っての歩行時、排泄介助での一連の動作)</li> </ul> <p>当施設では、そのことが出来る様備品や設備を整え、生活リハビリを行っています。</p>
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて衣類の洗濯を行います。</li> </ul> <p>※お帰り当日に入浴の場合、洗濯は行いません。            洗濯しないで欲しい物などは事前にお知らせください。</p>
健康管理	<p>緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引継ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者が外部の医療機関に通院する場合は、基本的には家族の方に付き添っていただきます。</li> </ul>

相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなるご相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めています。</li> </ul> (相談窓口) ショートステイ責任者 (兼生活相談員) 伊藤 正
送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体状況等が、厚生大臣が定める一定の基準に該当する方で、ご自分で来られるのが困難な方は、車イス用の送迎車で入退所時の送迎をいたします。(飯田市内又は要相談)</li> <li>(午前 9:00~10:00、午後 3:30~4:30)</li> </ul>
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では、必要な教養娯楽として、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクレーション行事を企画します。</li> </ul>

## (2) 介護保険対象外サービス

サービスの種類	内 容	費用
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設で提供する一般食以外の食事であり、申し出により実施します。</li> </ul>	実費
喫茶	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では喫茶コーナーを用意しています。</li> </ul>	
理 髪	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問の美容師によるヘアカット行えます。</li> <li>事前に予約が必要ですので早めにお知らせください。</li> </ul>	2~3 千円
レクレーション行事 参加費	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設ではレクレーション行事として次の行事を用意しております。参加されるか否かは自由です。</li> <li>季節ごとの行事、外出</li> <li>ボランティアによる演芸など</li> </ul>	実費
上記以外の個別 サービス		実費

## 9 利用料

### (1) 利用料

別紙参照

### (2) キャンセル料

区分	キャンセル理由	キャンセル日	キャンセル料
短期生活介護	身体状況等の急変及び天災等によりやむを得ず利用が不可能になった場合にはキャンセル料は無料です。	1. 契約後で利用開始直前日 2. 契約後で利用開始当日 3. 利用期間中	0円
	上記以外で、本人負担が適当と認められる理由でのキャンセルについては、右記の金額を頂きます。	1. 契約後で利用開始直前日の午後 5 時まで未通知 2. 利用期間中の退所直前日の午後 5 時まで未通知	1 日あたりの 個人負担分

## 10 苦情相談申立先

当施設ご利用 面談室	窓口担当	短期入所生活介護施設ゆい（ショートステイ） 伊藤 正（ショートステイ責任者）
	解決責任者	池田 克文（管理者）
	ご利用時間	8：30～17：15
	ご利用方法	電話：0265-27-4600 FAX：0265-27-4606
	面談場所	面談室において
	利用者処遇改善委員	稲垣ふみ代（0265-27-2758） 大原とよ子（0265-27-3000）
当事業所以外に、飯田市役所長寿支援課（22-4511）ならびに長野県国民健康保険団体連合会（026-238-1580）に相談することもできます。		

## 11 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設ゆい消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	龍江3区自治会と近隣防災協定を結び、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設ゆい消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した非難訓練をご利用者の方も参加していただき実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	全館設置	誘導灯	16箇所
	非難用滑り台	1箇所	ガス漏れ警報機	あり
	自動火災報知器	あり	漏電火災報知器	あり
	屋内消火栓設備	10箇所	非常通報装置	あり
	非常警報設備	あり	非難階段	あり
	カーテン・カーペット等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画書	飯田広域消防への届出日 2012年7月9日			
	防火管理者 池田 克文			

## 1 2 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者・面会者は、必ず玄関の面会簿に記入してください。なお、当施設には来訪者の宿泊設備がございませんので、各自最寄りのホテル等に宿泊願います。(紹介することはできません)
外泊	利用者の外出の際には、必ず行き先とお帰りになる時間を職員に申し出てください。
医療機関への受診	生活相談員又は看護師に申し出て、受診してください。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用によって破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所で行います。
飲酒	利用者の方が用意をお願いします。保管は施設でさせていただきます、夕食時に召し上がっていただきます。
所持品の管理	利用者の方による貴重品の持ち込みはお断りします。また、日常生活用品の管理は利用者ご本人をお願いします。
宗教活動 政治活動	施設内で、他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
物品販売	入居者間及び入居者に対する物品の販売行為はご遠慮願います。
動物飼育	施設内でのペットの飼育はお断りいたします。

# 介護度別料金表（ショートステイゆい）

令和6.8.1より

社会福祉法人ゆいの里  
特別養護老人ホームゆい

## A 介護保険給付対象サービス（1日あたり）

サービスメニュー	説明	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	施設サービスに係る利用料(多床室)	451	561	603	672	745	815	884
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている。及び喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している。	15						
サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護職員の60%以上が介護福祉士	22						
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた方。	90 / 1日（利用日から7日が限度）※1						
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方に対して個別の担当を定め、介護した場合。	120/1日						
認知症緊急受入加算	医師の判断により、緊急に短期入所生活介護の利用が必要な認知症の利用者の方。	200 / 1日（利用日から7日限度）						
送迎加算	送迎を行うことが必要と認められる場合。	184/片道						
療養食加算	医師の食事箋に基づき、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・痔臓病食・脂質異常食・痛風食・特別な場合の検査食を提供した時。	8 / 1回（1日3回限度）						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善の取組み実施	加算合計※2（総単位数）×14.0%						

○予防の場合、「夜勤職員配置加算」はありません。

※1. 利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日までとなります。

※2. 加算合計の内容には介護職員処遇改善加算

## B 介護保険給付対象外サービス（1日あたり）

段階※1	説明	多床室	
		食費※2	居住費
1段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300	0
2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	600	430
3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税であって本人合計所得+年金収入額等が80万円超120万円以下の人	1,000	430
3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税であって本人合計所得+年金収入額等が120万円超の人	1,300	430
4段階/該当無	本人および世帯全員が住民税課税である	1,445	915

※1 介護保険負担限度額制度について詳しくは各市町村へお問い合わせください。

※2 食事代は朝食418円、昼食555円、夕食472円となっています。1日3食で1,445円です。

## C 早見表A+B（1日あたり標準施設利用料）

多床室	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階	856	982	1,030	1,108	1,191	1,271	1,350
2段階	1,586	1,712	1,760	1,838	1,921	2,001	2,080
3段階①	1,986	2,112	2,160	2,238	2,321	2,401	2,480
3段階②	2,286	2,412	2,460	2,538	2,621	2,701	2,780
4段階	2,916	3,042	3,090	3,168	3,251	3,331	3,410

※計算方法：A表の二重枠囲い込みの加算×介護職員処遇改善加算(Ⅰ)+食費+居住費

## D 早見表（1週間あたり基本施設利用料）

多床室	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1段階	5,994	6,872	7,207	7,758	8,340	8,899	9,450
2段階	11,104	11,982	12,317	12,868	13,450	14,009	14,560
3段階①	13,904	14,782	15,117	15,668	16,250	16,809	17,360
3段階②	16,004	16,882	17,217	17,768	18,350	18,909	19,460
4段階	20,414	21,292	21,627	22,178	22,760	23,319	23,870